

東海市商品軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）課税免除事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除対象者）

第2条 軽自動車税（種別割）の課税免除の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の許可を受けている者であること。
- (2) 次条に規定する課税免除対象車両の賦課期日現在の登録上の所有者又は使用者であること。
- (3) 申請時において市税の滞納がない者であること。

（課税免除対象車両）

第3条 軽自動車税（種別割）の課税免除の対象となる車両は、販売を目的として取得した中古の軽自動車等であって使用しないもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 軽自動車税（種別割）の課税免除を受けようとする年度の前年度の4月2日以降に取得した車両であること。
- (2) 賦課期日現在において、商品として市内に展示している車両で、取得時の走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100キロメートル未満のものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる車両は、課税免除の対象としない。

- (1) リース車その他の貸付を目的とするもの
- (2) 試乗車
- (3) 代用車
- (4) 社用車

（課税免除の申請）

第4条 軽自動車税（種別割）の課税免除を受けようとする者は、軽自動車税（種別

割) 課税免除申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 古物営業法第5条第2項に規定する許可証の写し
- (2) 四輪の軽自動車又は二輪の軽自動車にあつては、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- (3) 販売業者が商品として取得した時の走行距離が確認できるもの
- (4) 賦課期日現在の走行距離が確認できるもの
- (5) 市税の完納証明書

(申請期間)

第5条 軽自動車税(種別割)の課税免除の申請期間は、課税免除を受けようとする年度の4月1日から4月10日(当該日が休日の場合は、その直近で休日でない日)までとする。

(課税免除の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けた場合は、その内容の審査を審査し、適当と認めるときは、課税免除の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(課税免除の決定の取消し)

第7条 市長は、軽自動車税(種別割)の課税免除の決定を受けた者について、次のいずれかに該当することが判明したときは、その決定を取り消し、課税しなければならない。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、申請をしたとき。
- (2) 軽自動車税(種別割)の課税免除の要件に該当しない事実が判明したとき。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。